

写

令和6年8月5日

北海道地方最低賃金審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道地方最低賃金審議会
北海道最低賃金専門部会
部会長 亀野 淳

北海道最低賃金の改正決定に関する報告書

北海道最低賃金専門部会（以下「当部会」という。）は、令和6年7月3日、北海道地方最低賃金審議会に付託された北海道最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

- 1 本年度の北海道最低賃金の改正金額に関し、労使各側の意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 当部会は、北海道最低賃金が地域経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつ、事業継続と雇用の維持、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をすることが重要であるとの委員全員による共通理解の下で審議を行った。
- 3 本年度の調査審議にあたっては、最低賃金法のいわゆる3要素を考慮した審議を行った。具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 労働者の生計費

労働者の生計費に関する指標である北海道消費者物価指数を見ると「持家の帰属家賃を除く総合」は、今年1月3.1%、2月3.8%、3月3.7%、4月3.5%、5月3.6%、6月3.5%（いずれも対前年同月比）となっている。これに対し、全国の状況では、今年1月2.5%、2月3.3%、3月3.1%、4月2.9%、5月3.3%、6月3.3%となっている。令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合、北海道の消費者物価指数の対

前年上昇率は平均 3.6%であり、前年同期の平均 4.7%から引き続き高い水準となっている。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金近傍の賃金水準にある労働者の可処分所得が減少し、生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。

(2) 賃金

賃金に関する指標を見ると、今年の連合北海道春季生活闘争（第7回集計結果）における組合規模計での賃上げ率は 4.51%（昨年同時期 3.30%）、これに対し全国は 5.10%（昨年 3.58%）であった。日本経済団体連合会 2024 年春季労使交渉・中小企業月例賃金回答集計結果における従業員 500 人未満事業所の賃上げ率は 3.92%（昨年 2.94%）となっており、いずれも昨年よりも高い水準となっている。また、日本商工会議所の中小企業の賃金改定に関する調査における正社員の賃上げ率は 3.62%、パート・アルバイト等の賃上げ率は 3.43%となっている。

賃金改定状況調査結果の第4表③における賃金上昇率（北海道が属するBランク（産業計））は 2.9%であった。

(3) 通常の事業の賃金支払能力

法人企業景気予測調査（財務省北海道財務局）による北海道の中小企業の景況判断 BSI（%ポイント）は、今年 1～3月▲16.5、4～6月 2.3、7～9月（見通し）9.7 であるところ、全国の様況は、今年 1～3月▲13.6、4～6月▲10.3、7～9月（見通し）▲2.7 であった。企業短期経済観測調査（北海道）（日本銀行札幌支店）による中小企業の業況判断（「良い」－「悪い」・%ポイント）は、昨年 12月 11、今年 3月 10、6月 16 であるところ、全国の様況（中小企業）は、昨年 12月 9、今年 3月 7、6月 7 と推移していることなどから、企業の利益や業況について改善がみられる。一方、中小零細企業の中には、原材料費や人件費などのコスト上昇分の価格転嫁ができず、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことにも留意した。

北海道における賃金上昇率については、全国と比較すると若干低いものの、昨年を上回る水準であり、企業全体の景況や業況は、全国よりやや高い水準となっていることが認められる。また、北海道の物価上昇率は全国平均よりもやや高い水準で推移している。

このように、いわゆる 3要素のデータを全般的にみると、北海道の様況は全国平均と比較し大きな相違はみられなかったと判断できる。以上のことを総合的に勘案し、今年度の引上げ額については、中央最低賃金審議会の引き上げ額の日安である 50 円と同額にすることが適当であると考えられる。

4 当部会は、北海道労働局に対し、関係機関との連携を強化し、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備をより一層推進することを求める。特に、賃金引上げ

原資の確保に資する業務改善助成金について、その申請・報告に係る手続きの簡素化を図るなどの方策により最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくするとともに、業務改善助成金の申請件数を一層上げ、支給までの期間をより短縮できるよう、実効性のある施策を行うよう強く要望する。

また、当部会は、政府に対し、以下の3点を強く要望する。

- ① 物価上昇が続いていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に関し、生産性の向上に対する支援を強化するとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を含めた取引条件の改善等により一層取り組むこと。
- ② 下請け取引を適正化することも重要な課題であり、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費・エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境を整備するため、独占禁止法、下請法に基づく下請け取引の適正化の取り組み強化を検討するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ること。
- ③ 最低賃金の引上げは、扶養控除の範囲内で働きたいと希望する労働者の総実労働時間の減少につながるものであって、人手不足の現状に悩む事業者にとっては、看過できない問題であり、いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことができるよう、税・社会保障制度の見直しを検討すること。

なお、公益委員としては、中央最低賃金審議会において、各都道府県の地域間での最低賃金の格差是正を考慮した審議が行われることを引き続き期待するとともに、当部会の審議においても、最低賃金の地域間格差の是正に配慮する必要があるとの認識に至った。

5 最低賃金の改正の答申から企業が賃金の引上げを行うための準備期間を確保するため、改正の効力発生を1月または4月などを指定日とすべきとの使用者代表委員からの意見があった。労働者代表委員からは、発効時期を繰り下げるとは、最低賃金の近傍で働く労働者に不利益が生じるとの意見があった。当部会としては、発効時期の繰り下げを北海道のみで実施することとなった場合には他地域とのバランスの問題が生じることから、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論されるべきとの見解に至った。

6 当部会において、労使各側から、次のとおり主張があった。

労働者代表委員から、「時間給労働者について、組織された労働者の賃金は経営者との交渉によって引き上げられ、本年の引き上げ額及び加重平均額ともに、北海道最低賃金額を大きく上回っている。しかし、多くの未組織労働者は引き上げに関与できず、北海道地方最低賃金審議会で答申された金額がひとつの目安になると思われる。このことは、地域間格差のみならず、北海道内で格差が生じることとなり、決して看過できるものではな

い。労働者側が求める格差是正及び大幅引き上げのためにも、前述の価格交渉に関する指針や北海道政労使会議で採択された共同宣言を強力に推し進め、労務費を含めた適正な価格での取引や価格転嫁を企業規模・業種問わず前進させることを期待する」との意見があった。

使用者代表委員から、「最低賃金は、経営状態の好不調の如何を問わず、違反した場合は罰則が科される強制力をもつことから、いわゆる3要素のデータを重視しつつ、支払能力の乏しい事業者にも配慮した水準であるべきと考えている。あらゆる物価が上昇傾向にある中では、最低賃金近傍で働く労働者の生活向上、また人材確保のためにも賃上げは必要であり、使用者側は賃金改定状況調査結果を踏まえつつ、消費者物価指数の平均値を上回る額、すなわち実質賃金の低下とならない額を専門部会に示したものの、その額は中央最低賃金審議会が示した目安には届かないものとなった。地方の最低賃金改正審議に多大な影響を及ぼす目安審議においては、地方の実情に十分配慮した慎重な審議を求める。また、原材料・エネルギー価格の高騰により仕入れコストが大きく上昇している中、必要な利益を削りながら対応するなど賃上げ原資の確保に苦慮する企業への配慮も今後更に必要であり、賃上げ原資の確保のため、価格転嫁を促す枠組みの実効性を向上させることが重要である」との意見があった。

別紙 1

北海道最低賃金

- 1 適用する地域
北海道の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 010円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和6年10月1日

別紙2

北海道最低賃金と生活保護との比較について

1 北海道最低賃金

- (1) 件名 北海道最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 920円
- (3) 発効日 令和4年10月2日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の北海道内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（105,420円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額と比較すると北海道最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$920 \text{円（北海道最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 129,036 \text{円}$